

ラオスにおける為替レートの設定について

2026年5月20日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオス中央銀行（以下、「中銀」）は、銀行の代理店として登録されていた私設の両替所を2023年1月以降すべて閉鎖し、現在は、銀行の両替所のみが営業を行っています（詳細は[弊所ニュースレター](#)を参照下さい）。



また、中銀は、商業銀行が設定する為替レートと中銀の参考レートとの乖離幅を調整するため、毎年基準の見直しを行っています。

今回、2026年4月10日に発行された合意（No.313）は、2025年3月の合意（No.191）に代わるものです。

特に、商業銀行によるラオスキープと米ドルの売買レートの許容幅が、中銀の参考レートに対する「±6.5%」から「±1.0%」へ大幅に縮小された点が注目されます。

2. 中銀による為替レートに設定（No313 第2条）

中銀通貨政策局は、ラオスキープと米ドルの日々の為替レート（参考レート：Reference Rate）を定め、営業日の午前8時10分までに中銀ウェブサイト上で公示します。商業銀行は、この参考レートを基準として、合意の規定に従い為替レート（Exchange Rate）を設定します。

さらに、銀行サービス局は、当該参考レートに基づき、ラオスキープと米ドルその他の通貨との売買レートを定め、同じく午前8時30分までに中銀ウェブサイト上で公示します。

公休日については、休日直前に中銀が公示した最新の為替レートが参考レートとして使用されます。

Exchange Rate [20-05-2026]		
Currency	Buy Rates	Sell Rates
USD	21.815	22.032
THB	677,20	686,80
Reference Rate [20-05-2026]		More...
Reference Rate		
21.816 KIP/USD		

（出典：中銀ウェブサイトより抜粋（<https://www.bol.gov.la/en/index>））

3. 商業銀行による為替レートの設定 (No313 第3条)

商業銀行はラオスキープ/米ドル及びその他の通貨の為替レートを以下の基準に基づき決定します。

- 1) ラオスキープと米ドルの売買レートは、中銀通貨政策局が日々決定する参考レートの±1.0%を超えてはならないこと。
- 2) ラオスキープとタイバーツ、人民元、ユーロ、円及び英ポンドの売買レートの差は2%を超えてはならないこと。
- 3) ラオスキープとその他の通貨の両替における売買レートの差は、5%を超えてはならないこと。

No191 では、上記 1) のラオスキープと米ドルの売買レート許容幅は、「±6.50%」とされていましたが、今回の改正により「±1.0%」へ大幅に縮小されました。

ラオスでは近年、外貨不足や輸入超過、対外債務負担等を背景として、キープ安が急速に進行していました。そこで、許容幅を±1.0%まで狭めることで、市場での過度なキープ売り、実勢レートの急変動を抑制し、為替市場を安定化させる意図があると考えられます。

また、ラオスでは近年、外貨規制全般を強化する傾向がみられ、特に以下の政策が推進されています。

- ・国内決済のキープ建て原則強化（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご参照ください）。
- ・外貨口座利用の管理強化（詳細は弊所[ニュースレター](#)を参照下さい）。
- ・外貨持出規制（詳細は弊所[ニュースレター](#)を参照下さい）。
- ・輸出代金の国内送金義務（詳細は弊所[ニュースレター](#)を参照下さい）。

今回のレート規制強化も、こうした流れの一環として、中銀主導で為替市場を管理・統制する政策方針に沿うものと理解できます。なお、上記 2) および 3) の基準については、今回の改正による変更はありません。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。